

境港市地域福祉計画（第4期）策定の基本的な考え方について

1. 計画策定の趣旨

私たちが暮らしている地域では、少子高齢化や核家族化が進行し、価値観や生活様式が多様化するなか、住民同士のつながりが希薄になるなど、地域生活を取り巻く状況が大きく変化しています。

社会情勢が大きく変化するなかで、高齢者を介護する人の負担や障がいのある人の将来の不安など地域には様々な課題が存在します。

私たちをとりまくこれらの課題は、まずは個人や家族で解決し、（自助）、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し（共助・互助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）仕組みを地域で作りに上げていくことが必要とされています。

日常の生活の中で、手助けを必要とする人に、きめ細かい支援をしていくためには、行政などの公的機関や、地域住民、地域福祉団体、ボランティア、事業所などがそれぞれの特性を活かし、地域でともに暮らす人たちがお互いに“助け合い”、“支え合い”、協力するこの「自助」、「共助・互助」、「公助」を基に、よりよい仕組みを作り上げていくことが必要であり、この仕組みこそが「地域福祉」といえます。

●地域福祉計画とは

- ・社会福祉法第 107 条に規定されている市町村の策定する計画です。
- ・誰でも安心して住むことができるまちを実現するために、地域に住む住民がお互い思いやりをもって、ともに支え合い助け合うという地域福祉の推進を行うための“理念”と“仕組み”についての指針が「地域福祉計画」です。
- ・地域福祉を取り巻く現状を踏まえながら、「自助」、「共助・互助」、「公助」を基に引き続き“助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち”を目指していくものです。
- ・策定にあたっては、境港市地域福祉計画策定委員会において、今後の地域福祉のあり方、方向性等について協議・検討を行っていきます。また、アンケートやパブリックコメント制度による市民のみなさんからの意見をいただくこととしています。
- ・「境港の福祉はこうあってほしい」、「現在の地域福祉・支え合いにつ

いてここをこうすればもっとよくなる」、「福祉に関する活動・経験を通じての提言」など、福祉のまちづくりについて、意見をお聞きし、地域福祉活動の中心となる境港市社会福祉協議会の「活動計画」との連携を図りながら策定することとしています。

- ・本市では、平成 16 年度に第 1 期計画がスタートし平成 24 年度に第 2 期計画を策定し、平成 29 年度に第 3 期計画を策定しています。

●地域福祉とは

- ・私たちの暮らしている「地域」という場所に注目し、その地域で何らかの支えを必要としている人やその家族が自立した生活を送ることができるようにすることを目的とした、“支え合い”を中心としたものです。
- ・地域での支え合い、助け合いによる福祉が「地域福祉」です。
- ・「地域福祉」への取り組みは、生活上の不便や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したり気遣ったりすることから始まります。誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、行政や福祉事業者・団体そして地域のみなさんが一緒になって「地域福祉」を考えていくことが求められています。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるとともに、「境港市まちづくり総合プラン」を上位計画として、これまでに策定された高齢者、障がい者、子どもに関する各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中で目標として掲げられている「地域での助け合いや支え合い」を共有しながら連携を確保して策定していきます。

地域福祉を推進する上での共通理念を定めるとともに、「地域」の視点に立った総合的な取組を推進するための計画です。

また、地域福祉活動の最前線である社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも十分な連携が必要となります。この計画は住民やボランティア団体等の相互の地域福祉活動の促進のための実践計画です。この計画とも十分連携・協働していきます。

3. 計画の期間

計画期間は、令和5年から令和9年度までの5年間の基本とし、社会状況などの変化や関連計画との整合性を確認しながら必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 境港市地域福祉計画（第4期）策定までのスケジュール案

